

令和7年12月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和7年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年12月5日（金）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第1庁舎 第3委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第24号 令和8年度教育振興重点施策の策定について  
議案第25号 市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について  
報告第19号 市川市長の権限に属する事務の補助執行の報告について  
報告第20号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第21号 「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に関する臨時代理の報告について  
報告第22号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに関する臨時代理の報告について  
報告第23号 市川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに関する臨時代理の報告について
  - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第24号 令和8年度教育振興重点施策の策定について
  - 2 議案第25号 市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について
  - 3 報告第19号 市川市長の権限に属する事務の補助執行の報告について
  - 4 報告第20号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について

- 5 報告第21号 「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に関する臨時代理の報告について
- 6 報告第22号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに関する臨時代理の報告について
- 7 報告第23号 市川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介

6 欠席者

委員	駒	久美子
----	---	-----

7 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	品川	貴範
教育振興部次長	中崎	士
学校教育部長	池田	淳一
学校教育部次長	小林	義行
教育総務課長	益子	隆史
教育政策課長	近藤	政人
教育施設課長	石川	元浩
生涯学習振興課長	館野	裕之
生涯学習振興課副参事	西脇	紘志
文化財課	小笠原	勝海
図書館課長	米田	有貴子
義務教育課長	森角	有和
指導課長	吉野	貴子
保健体育課長	坂井	創一
教育センター所長	寺田	啓子

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	新田	伸子
//	副主幹	福井	輝
//	主 査	木下	堯
//	主 事	砂田	英子

#### ○教育長

ただ今から、令和7年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告5件でございます。日程に従い議事を進めます。まず、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員と広瀬由紀委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長におきましては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしく願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、議案に入ります。議案第24号「令和8年度教育振興重点施策の策定について」を議案といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

#### ○教育政策課長

教育政策課長です。議案の1ページをお願いいたします。本教育振興重点施策は、令和8年度の教育の振興を図るために定めるものでございます。続いて、議案の2ページをお願いいたします。こちらが令和8年度教育振興重点施策案でございます。教育委員会では、毎年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、市川の教育をさらに発展させるため、教育施策の改善・充実に取り組んでいます。令和7年11月、「市川市教育振興大綱」に基づき更なる教育の振興を図るため、「市川市教育振興大綱向上具体化パッケージ～市川クオリティ・ロゴス～『言葉の力で 未来を拓く 市川の教育』」を市長が策定し、子どもたちの充実した人生の基盤づくりにつながる具体的な取組を推進することを宣言しました。これらを踏まえ、令和8年度教育振興重点施策を次のとおりとし、教育の振興を図っていきます。令和8年度は、重点施策として6つの施策を掲げました。1つ目は、「『中学校卒業まで』学びの連続性の全校展開」です。小中一貫した教科「(仮称)言語探究科」の新設などに取り組み、子どもたちが15年間地域に見守られながら切れ目のない学習環境を享受できるようにするとともに、充実したICT環境など、時代に即した快適な学校施設を提供します。2つ目は、「誰一人取り残さない学びの保障」です。包括的な学びの提供をはじめ、すべての子どもが学校内外で自分に合った学びの場を享受できるようにします。3つ目は、「世界につながる市川版英語教育」です。小中一貫した英語活動・英語教育カリキュラムの策定などに取り組み、7割以上の子どもが中学校卒業時まで英検3級レベル以上の英語力を取

得できるよう質の高い英語教育を提供します。4つ目は、「乳幼児期からはじまる読書環境の充実」です。図書館運営と機能の充実をはじめ、すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣が身につくよう、読書環境を整備します。5つ目は、「心も体も健康的な子どもを育む環境整備」です。学校給食・食育の充実などに取り組み、子どもたちの健康な心と体を育成できる環境を整備します。6つ目は、「人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくり」です。利用者の安全確保と利便性の向上のための社会教育施設の整備をはじめ、本市の文化財レガシーの継承・発展、社会教育人材の発掘・確保など、生涯学習の基盤整備をします。以上6点を令和8年度教育振興重点施策として位置づけ、施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。私から何点かよろしいでしょうか。これは重点的に取り組んでいきたいという表明であります。これから具体的になっていくものであり、予算の議決を前提としたものでありますが、方向性として何点かお尋ねします。まず先ほどパッケージを話題にさせていただきましたが、この中の「(仮称)言語探究科」について、令和8年度は「モデルとなるような取組を行う」と書かれています。ということは、具体的にスタートさせるためのモデルプラン作りあるいはどこか学校を指定するなどを想定しているのか、まずこの点をおたずねします。2点目は「誰一人取り残さない学びの保障」、これも大変重要で、外国籍あるいは日本語がしゃべれない子どもたちが増えていることが大きな問題です。「日本の生活習慣指導を行う就学前の日本語指導教室を充実させます」とありますが、この就学前日本語指導教室というのがどういったものを指しているのか説明をお願いします。3点目です。「世界につながる市川版英語教育」という中に英語の内容を充実させるために「リストを策定」したり「教材を作成」したりするなどと書かれております。その必要性を検討するというレベルですが、これについては、一教育委員会の指導課、担当指導主事だけではとても補うことができないほど大きなものであると思うので、どのように考えているのか。まだ具体的な部分はないと思いますが、こういう風にしていきたいという思いをお答えいただければと思います。最後に、放課後の活動の充実、朝の居場所の確保とありますが、今社会全体で「小学校の始業前に子供たちを学校に登校させる問題」が話題になっていきますし問題にもなっています。これをどのように実施していくか。というのも、これをそのまま実施するだけでは、現状もそうですが教員の負担を増やすだけということになると思うので、それなりの仕組みを考

えているということなのか、お伺いしたいと思います。私からは以上です。

○教育政策課長

教育政策課長です。まず1つめの「(仮称)言語探究科」についての令和8年度のスケジュールということですが、「世界につながる市川版英語教育」の小中一貫の英語活動、英語教育カリキュラム策定の中の英語教育モデル校として、文部科学省の教育課程柔軟化サキドリ研究校の指定を令和8年度に目指しています。そこで指定が取れば英語活動を含めた取組についてそのモデル校にて検証して「(仮称)言語探究科」の令和9年度開設に向けて活かそうとしているところがございます。続いて「誰一人取り残さない学びの保障」の部分の就学前日本語指導教室については、義務教育課に説明をお願いします。

○義務教育課長

義務教育課長です。就学前日本語指導教室は、日本語が分からない状態で海外から来日したばかりの外国籍の児童生徒を対象にした日本語指導教室で、市川市立の小、中、義務教育学校に入学する前に実施しています。1クールで1回2時間の指導を8回行っており、市内の小学校などを使用して、北部、南部それぞれ年間10クール程度実施しています。内容は、初級の日本語や学校で使用する言葉などを指導しております。講師は、市川市国際交流協会の協力を得ながら、日本語ボランティアの方々をお願いしております。以上です。

○指導課長

指導課長です。英語教育の取組については、CAN-DOリストや1、2年生の授業内容等がありますが英語教育におきましては指導課だけでなく現場の教員の声も聞きながら今後の話になります。プロジェクトチーム等も考えておりますので、そのような声を取り入れながら進めたいと考えております。以上です。

○教育長

朝の居場所は私からお答えします。令和8年度は地域学校協働活動推進員や地域ボランティアの方の力を借りてスタートできるところから進めていくことになるかと思っています。放課後保育クラブの委託先とは令和8年度までの長期契約ですので、令和9年度以降、検討の中で新たな展開を含め進め方を考えているところです。以上でございます。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。いわゆる教育課程柔軟化サキドリ研究校の指定が受けられるかどうか、またそれを受けて実際に実施できる学校があるかどうか。それをぜひ目指したいということで、その学校のみには負担がしわ寄せにならないように十分配慮した取組を進めていただきたいと思うのが1点目です。それから英語教育でいろいろ作成するのは、指導課だけでなく現場の教員もです

が、また現場の教員に負担をかけるということになるので、民間の力を活用することはできないでしょうか。いわゆる英語教育のノウハウを持っているのは学校でも教育委員会でもなく、実は民間なのではないかと私は思います。当然予算が必要になりますが、思い切った考え方を取り入れることはできないか今後検討していただければ結構です。それから日本語指導の問題ですが、自分も学校現場にいたときに日本語の分からない子どもに、ボランティアあるいは指導課の事業で言葉を理解できる方を派遣していただき、間に入って様々なトラブル等の時も大変助けていただきありがたく思いました。これは対応する人がきちんといなければ成立しませんので、その人材の確保と待遇の確保については一層前向きに取り組んでいただきたいと強く感じます。最後に朝の居場所の問題ですが、教員は子どもの為といえど何でもしてしまい、それが今の色々な弊害になっていると思います。学校や教員がやるべきことと、そうではないことを色々な場面できちんと区切っていかなければ、ずるずるといってしまうことはいけないことだと思っていますので、今後施策を進めるうえで十分に考えて頂きたいということで意見を申し上げました。私からは以上ですが、他にございますでしょうか。

○広瀬由紀委員

私からは『中学校卒業まで』学びの連続性の全校展開』の中の3番目、『幼保・小・中』連携促進のための学校運営を支える体制整備』というところからです。いずれ中学校ブロックの見通しで、今は小学校ブロックで、幼稚園の学校運営協議会に小学校が入るといことと、「小学校の学校運営協議会に中学校、幼児教育施設の関係者の参画を進める」ということが書かれています。民間の幼稚園は管轄が違いますから教育委員会として何か依頼するということが難しいと思いますが、関連部署に教育委員会から参加を要請する見通しはないかということをお伺いできればと思います。2点目は「誰一人取り残さない学びの保障」2段落目の『校内教育支援センター』の全校設置を継続するとともに、取組の優れた学校の支援方法を周知する」というところは、具体的にどのように周知していくのかイメージがあれば教えていただければと思います。私からは以上です。

○高木教育長

私から学校運営協議会の関係をご説明します。当然、地域の私立の幼稚園、保育所、認定こども園も小学校の学校運営協議会に入っているのが前提となります。どういうルートでお願いするか、これから検討しなければいけません。ぜひとも入っていただきたいと考えているところでございます。

○山元幸恵委員

ではもう1点は教育センターにお願いします。

○教育センター所長

教育センター所長です。「校内教育支援センター」の実践でよい取り組みを紹介するということについてですが、まず今現在、前期と後期ですべての校内支援センターを訪問させていただきました。そこで得られたよい実践について教育センターでまず把握をしているところです。お便りなど文書を出しておりました、その中でこういった取り組みをしているといったことを紹介したり、また課題を挙げていただく場合もあり、訪問の際に他の学校の事例として紹介することもあります。以上です。

○山元幸恵委員

広瀬委員、よろしいでしょうか。

○広瀬由紀委員

1点目は教育長から力強いお言葉を頂きましたので、ぜひというふうに思っております。2点目の校内教育支援センターについては、実際に訪問して具体的な事例を文書で共有されるというお話ですが、文書ですとなかなか読まないということもあると思うので、例えば学校内だけで共有できるような動画など、特に新しい先生ですと自分はどうしたらいいのかと思ったときに、引き出せる資料のようなものがあると「こうやればいいんだ」、「自分の実践のままでいいんだ」など動機になるようなものが欲しいかと思うので、色々な形での周知を検討いただけると良いと思います。以上です。

○山元幸恵委員

よろしいでしょうか。では今の件につきもう1点質問させて下さい。各学校に配置している支援員たちが一堂に会しての研修などは、特に計画していないのでしょうか。

○指導課長

指導課長です。未来サポーターの研修を今年度3回行っております。講師を呼んで子どもたちの対応の仕方等を学ぶような研修を行ったり、未来サポーター同士で協議したりできるような研修を行っています。

○山元幸恵委員

ありがとうございます。ぜひそういう機会は重要と思うので引き続きよろしくをお願いします。他にはよろしいでしょうか。

○高木教育長

2つ補足させてください。まず教育課程柔軟化サキドリ研究校ですが、今、国の中央教育審議会で議論されている次期学習指導要領の改訂に向けた新たな取組ということで来年度からスタートするものであります。その取組を使って教育課程柔軟化サキドリ研究校をやろうと思っておりますが、その仕組み上、今ここで書かれているような総合、国語、英語を一体的にやるというのが

許容されていないということでございます。それで英語に関する部分を先行してやる形で出来ないかということで市川市から千葉県の教育委員会へ申請をしているところでございます。最終的に千葉県から文部科学省へ申請して文部科学省が指定するという形になります。その為、目指すという言葉しか使えない状況でございます。もう 1 点、ご指摘いただきましたカリキュラム作成にあたっての民間の活用は、ご指摘ごもっともだと思います。どのようなことで民間を活用できるか。教育課程を作るということは教育委員会が責任を持ってやらなければならないと思っておりますが多分に民間を活用できる部分もあるのかなと考えていますので、活用の仕方も含めて検討させていただければと思っております。

○山元幸恵委員

他はいかがでしょうか。

○教育総務課長

資料の訂正が 1 件ございます。教育政策課長のほうからご説明させていただきます。

○教育政策課長

教育政策課長です。資料 2 ページの 1「基本的な考え方」の上から 5 行目、「市川市教育振興大綱向上具体化パッケージ」となっておりますが、この「向上」という言葉を抜いていただければと思います。正式名称は「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」でございます。大変失礼いたしました。修正をお願いいたします。

○山元幸恵委員

皆様よろしいでしょうか。では資料を訂正したうえで、議案第 24 号を採決したいと思っております。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 25 号「市川市少年センター設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案の 7 ページから 9 ページをご覧ください。本市では、非行の早期発見・未然防止のため、市内 160 名の少年補導員を委嘱しております。補導員の委嘱については本規則において定めていますが、PTA 会

員の減少に伴い適切に補導員を確保することが困難であることから、補導員になることができる者の要件のうち「PTA 会員」を「児童又は生徒の保護者」に変更いたします。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○教育長

PTA の現状を踏まえたと少年補導員になるのを PTA 会員に限定するというのは現状に即していないと感じますので、児童又は生徒の保護者という規定が適切だと思い、今回の改定を提案させていただきました。

○山元幸恵委員

他によろしいでしょうか。では、以上のことをふまえて、議案第 25 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして報告に入ります。報告第 19 号「市川市長の権限に属する事務の補助執行の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 11 ページから 14 ページをご覧ください。令和 7 年 11 月 17 日、市長から地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部の補助執行について協議の申入れがございました。補助執行となる事務につきましては、過日、塩焼小学校で発生した元職員による教材費等着服事件について、相手方と損害賠償について協議の末、10 年間で遅延損害金を含め約 1350 万円を弁済することについて合意し、債務弁済契約の公正証書の締結を行うものです。当該事件に対応するため、相手方と損害賠償について協議に係る事務を所管している教育委員会事務局学校教育部の職員に公正証書の締結に係る事務を補助執行する必要がある、公正証書の締結日が 11 月 26 日となったため、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市長からの協議申入れに異議がないものとして、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、教育長が令和 7 年 11 月 19 日に臨時代理し、異議のないものとして市長と協議書を取り交わしましたので、ご報告をいたします。説明は以上です。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 19 号を終了いたします。次に、報告第 20 号「令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の 15 ページから 17 ページまでをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、市長から「令和 7 年度市川市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、報告書第 19 号と同様に、教育長が令和 7 年 11 月 12 日に臨時に代理し、異議のないものとして市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。

はじめに歳出予算からご説明いたします。議案の 18 ページ下段をご覧ください。第 11 款・教育費、第 1 項・教育総務費、第 2 目・事務局費において、寄附の受入に伴い、寄附者の意向に沿った活用をするため奨学資金として交付金を増額計上したものです。次に、第 2 項・小学校費、第 1 目・学校管理費において、当初見込んでいた以上に突発的修繕が生じたこと、宮田小学校ほか 2 校の屋内運動場に新たに冷暖房設備を設置すること、また、次年度に見込まれるクラス増に対応するため必要な教卓・ロッカー等の購入を行うことにより増額計上したものの、大洲小学校校舎整備事業において継続費の年割額を変更するため、全体として減額となっているものです。次に、第 2 目・教育振興費において、上位コンクール等に出場する学校が当初想定した見込みよりも増加したため増額計上したものです。続きまして、第 3 項・中学校費、第 1 目・学校管理費において、先ほどご説明いたしました小学校費と同様の理由により増額計上したものです。続きまして、議案の 19 ページをお願いいたします。第 6 項・社会教育費、第 3 目・公民館費および第 4 目・図書館費において、それぞれ寄附の受入に伴い寄附者の意向に沿った活用をするため増額計上したものです。また、第 9 目・生涯学習センター費において、冷房効果改善のための冷却塔更新工事が必要となったことから増額計上したものです。以上、今回の補正では 6 億 5,532 万 5,000 円の増額をするもので、歳出予算全体の合計額は、182 億 4,671 万 5,000 円となります。

続きまして、議案 18 ページ上段をご覧ください。歳入予算については、主に先ほどご説明いたしました歳出事業に係る補助金や寄附金、市債による特定財源の増額を計上し、今回の補正では 5 億 9,543 万 7,000 円の増額をするもので、歳入予算全体の合計額は、43 億 3,995 万 4,000 円となります。

続きまして、議案 19 ページ「2. 継続費補正」についてです。大洲小学校の教室棟増築工事において、施工に着手したところ地下埋設物の存在が判明したことで工事が遅延し、年度内の完成が見込めないことから継続費の年割額を変更するものです。

続きまして、「3. 繰越明許費補正」についてです。妙典小学校のエレベーターに不具合が生じており部品の発注を予定しておりますが、受注生産となるため年度内の交換修繕が見込めないこと、また中学校 14 校の屋内運動場冷暖房設備設置工事において、令和 8 年度の完成を目指し、計画を前倒しして令和 7 年度に執行すること、また、生涯学習センター冷却塔更新工事において、部品が受注生産となり令和 7 年度中の完了が見込めないことから、それぞれ繰越明許費を設定するものです。

続きまして、「4. 債務負担行為補正」についてです。須和田の丘支援学校スクールバス送迎委託費において、児童生徒の増加に伴いバスの増車が必要となり、年度当初から切れ目なく送迎を行うため今年度中に契約締結をする必要があること、学校保健定期健康診断委託費において、年度当初から児童生徒の健康診断を実施する必要があること、また、放課後保育クラブ指定管理料において、支援員等の処遇改善にかかる費用が増加し債務負担行為の限度額を超える見込みであることから、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

最後に、「5. 地方債補正」についてです。先ほど歳出予算にてご説明いたしました改修工事において市債を増額することに伴い、市債の限度額についても補正をするものです。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 20 号を終了いたします。次に、報告第 21 号『「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に関する臨時代理の報告について』を説明してください。

○教育政策課長

教育政策課長です。議案の 21 ページをお願いいたします。令和 7 年 11 月 11 日、市長より「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の内容に係る意見聴取がございました。令和 7 年 11 月 4 日に開催した総合教育会議で協議した「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」につきまして、協議内容を踏まえ、内容を追加するものです。追加内容は 4 点ございます。別冊 1、「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」の 10 ページをお願いします。1 点目は、重点方針 1 に小中一貫した教科「(仮称) 言語探究科」を新設したことです。なお、重点施策 3, 4 にも関連することから再掲しております。次に、14 ページをお

願います。2点目は、重点方針2に「包摂的な学びの提供」を追加したことです。次に、17ページをお願いします。3点目は、重点方針3「オリジナルテキストの検討・作成」を追加したことです。次に、19ページをお願いします。4点目は、重点方針3に「英語の発表機会の充実」を追加したことです。以上につきまして、速やかに回答する必要があったことから、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないものと認め、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、11月12日に教育長が臨時に代理し、市長へ回答いたしましたので、同条2条の規定により、報告するものでございます。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第21号を終了いたします。次に報告第22号「市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○図書館課長

図書館課長です。報告第22号「市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止についてに関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。報告の25～31ページをご覧ください。令和7年12月市議会定例会に市長が提出する議案「市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について」に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められました。この議案は令和7年12月31日までに効力が失われる住民基本台帳に係る規定について「市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」及び「市川市立図書館の設置及び管理に関する条例」から削除することが含まれているものです。つきましては市議会定例会議案送付前に教育委員会会議を招集する時間的余裕がないため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理として提出議案の内容について異議ないものとして回答いたしましたので報告いたします。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので報告第22号を終了いたします。次に報告第23号「市川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を説明してください。

○学校教育部次長

学校教育部次長です。報告第23号「市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正に関する臨時代理の報告について」

についてご説明いたします。議案の 33 ページをご覧ください。条例等の一部改正につきましては異議のないものとして教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたのでご報告いたします。本議案は、児童福祉法の改正による地域限定保育士制度の創設により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条例中の職員の配置に関する規定を整備するほか、所要の改正を行う必要があることから本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしまして、3 点ございます。1 点目は、地域限定保育士の有資格者にも放課後児童支援員となる研修を受けることができる要件を認めるものでございます。なお、地域限定保育士とは、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度を一度制度化し、特定の都道府県または指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度です。2 点目は、この地域限定保育士における児童福祉法の改正により生じる条ずれを正すものでございます。3 点目は、内閣府が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員を補助する者を「補助員」と定義していることから「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」においても同様の定義とするものです。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 23 号を終了いたします。以上をもちまして本日予定しておりました議案の審議は終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○高木教育長

教育委員の皆様から、ご意見・ご要望がありましたら承ります。無いようでしたら、11 月の定例教育委員会以降の教育長の動きについてご報告いたします。まず 12 月定例市議会が 11 月 28 日からスタートしました。次に、ご議論等いただきました市川市教育振興具体化パッケージにつきまして 11 月 17 日に記者会見にて公表、先ほど 12 月 5 日午前中、第 3 回総合教育会議で報告されたところでございます。小学校の給食無償化につきまして国の方で色々な動きがあるところでございます。市川市の場合、普通交付税不交付団体でございますので、そちらに関して千葉県合計 7 市の不交付団体から文部科学大臣への緊急要請ということで、今この時間、学校教育部次長が行っているところでございます。学校訪問は今回多数行かせていただきました。下貝塚中学校、北方小学校、市川小学校、信篤幼稚園、曾谷小学校、百合台小学校、菅野小学校を拝見させていただきました。特に曾谷小学校では地域学校協働活動推進員さんをお話しさせていただき、学校と地域の連携の取組についてお話を伺

うことができました。また菅野小学校ではイングリッシュデイについて実際拝見させていただきました。こちらが今回重点施策に書かれました全校英語デイの一つのモデルケースなのではと考えるところでございます。

小中学生の取組について様々なところで拝見させていただきました。まず11月15日、市川市こども作品展・新聞展を文化会館で拝見させていただいたところでございます。11月18日には市川市小学生・中学生新聞感想文コンクール表彰式に出席させていただきました。11月29日は、二中、三中、四中、八中の特別支援学級によりまず合同学習発表会を拝見させていただきました。11月30日には市川市シビックロータリークラブ主催で行っております、小学生は第16回目、中学生は第1回目の市川市朝食選手権に伺わせていただき、表彰式まで参加いたしました。こちらには昭和学院女子短大の教室が使われました。同じく11月30日は市川市ユネスコ協会で行われました第26回絵で伝えよう! 2025「わたしの町のたからもの」ユネスコ絵画展表彰式に出席させていただきました。社会教育、青少年健全育成関係でございますが、まず11月9日、第47回市川市民合唱祭、同じく9日、第49回市川市三曲協会定期演奏会、お琴や尺八などの演奏会に参加させていただきました。11月12日市長部局の方で主催されました、核なき世界への連携フォーラムに出席させていただきました。11月15日、第19回市川市少年野球秋季大会・小笠原道大杯争奪戦に参加させていただきました。11月23日は第77回市川市民俳句大会表彰式、同じく23日に2025 輪の輪アートフェスの表彰式、11月29日、第67回菊華展表彰式では私から教育長賞を表彰させていただきました。公民館関係では11月12日、有楽町の東京フォーラムで行われました第47回全国公民館研究集会東京大会に出席させていただきました。文化財保護関係ですと11月11日、國學院大學との博物館資料の保存活用に関する協定の締結式がありました。國學院大學の学生さんに博物館の資料について整理していただくものでございます。11月16日には令和7年度市川市大規模災害対応合同防災訓練、市全体で行われたものに出席させていただきました。その他式典としましては11月11日に市川市文化振興財団創立40周年記念式典に出席させていただきました。11月13日、令和7年度市川市教育委員会教育功労者表彰式、市長、議長ご列席のもと開催させていただきました。11月18日、山一興産からの寄付贈呈式、先ほどの補正予算案にも書かれていたご寄附をいただいたものでございます。各種視察の中では11月14日、流山市の小谷野小学校を視察させていただきました。新設校ではございますがコンパクトな校舎設計となっているということで参考にさせていただけると思っております。11月19日、八幡市民交流館ニコット内にあります中高生の集いの広場を拝見させていただきました。こちらは NPO 法人ダイバーシティ工房さんに委託してい

るこども部の事業でございます。最後、幼児教育関係でございますが11月14日、第56回市川市私立幼稚園教育振興の集いに参加させていただきました。議会が11月に開かれなかったので様々なところに行かせていただいたところでございます。では、これをもちまして、令和7年12月定例教育委員会を閉会いたします。